

平成 27 年度

事業報告書

社会福祉法人 民生博愛会

東 光 保 育 園

## 1. はじめに

配慮を必要とする子どもや家庭への支援など保育園に求められる役割はますます増えている。また、園児の低年齢化が進み、保育園で基本的習慣を身に付けさせることが重要になっている。保育時間が長くなることにより保護者の利便性は高まるが、逆に子どもは保育園で生活する時間が長くなるのが現実としてある。これは親と過ごす時間が短くなることであり、子どもにとっては好ましくない状況といえるが、この現実を踏まえて子どもが保育園で不安なく過ごすことができることを念頭において保育を展開した。

## 2. 入園児

年度当初78名よりスタートとなったが、年度途中で退園があり、最終的には83名の在籍となった。

〈 月 初 日 園 児 数 〉

月	園児数	月	園児数
4	78	10	85
5	84	11	84
6	86	12	84
7	88	1	82
8	88	2	82
9	87	3	83

## 3. 保育活動

保育課程、保健計画、食育計画などにより保育計画を立案し保育を展開した。

### ①保育理念および保育目標

保護者の方々に信頼され地域に密着した保育園を目指し、具体的には、次の五つの子供への思いを保育目標として保育を行った。

- 心身ともに健康で素直な子
- 良いこと、悪いことを判断できる子
- 感謝の気持ちを忘れない子
- 最後まで頑張ることのできる子
- 協力しあう心を持った子

### ②保育開始日および保育終了日

- ・保育開始日 平成27年4月 1日
- ・保育終了日 平成28年3月31日

### ③開園日・時間

月曜日～土曜日 午前7時00分～午後7時00分

### ④休園日

日曜日、祝日、国民の休日、年末年始の休日

### ⑤保育計画

- ・年齢構成が0歳から就学前までと幅が広いため、年齢によって発達の度合いが違うことを十分考慮し、園児が無理なく成長できるよう保育指針に沿って保育計画（年・月・週日）を立

案し保育を行った。

- ・3歳未満児は、個人で成長の差があるので、保育指針に沿って個人計画を立案して保育を行った。

#### ⑥ 保育の実践

保育目標に掲げた子供を育成するために保育指針を基本として保育を進めた。

- ・保育時間が長時間に及ぶことを考慮し、保護者との連携を密にして保育を進めた。
- ・子どもの年齢や発達状況を勘案し、個性を尊重して個々に合った保育を心がけた。
- ・基本的な生活習慣の確立を図った。
- ・参観日、バス遠足、運動会等の保護者参加の諸行事を行い保護者と交流を深め、子どもたちの成長の様子を見ていただいた。
- ・四季折々の自然を感じ取れるよう積極的に園外活動を行った。
- ・避難訓練や交通安全指導を実施し有事の際の避難行動を訓練した。また、消防署や北斗市に協力を頂き、署員や指導員の方々による訓練等を行った。
- ・七夕・節分・バス遠足などの実施、お年寄りや小学生との世代を越えた交流を行った。

#### ⑦ 保育環境

園児が安心して過ごすことができる保育環境をつくることを目標として次のとおり行った。

- ・長時間生活する子どもたちの不安をできる限り取り除き、安心して生活ができるような保育環境づくりを心がけた。
- ・園内外は常に清潔を保ち、保育室やトイレなど常時使用する場所は、毎日清掃を行った。
- ・園児が使用する寝具は1週間に1回洗濯をした。
- ・食器は高温殺菌した。
- ・園庭遊具は業者点検を行った。
- ・園内外の各所や備品の状態を点検し、危険な箇所や破損があった場合は迅速に修理を行い、園児職員が安全で快適に過ごすことのできる環境づくりに努めた。

(各保育室・調理室は毎日始業前、他に施設内外は1ヶ月1回の定期点検を行った。)

### 4. 給食業務

給食は、栄養のバランスを考慮し、好き嫌いをなくす工夫をして業務を行った。

内容としては、前述に加えて季節感が感じられるもの、同じ食材が続かないこと、手作りのおやつなどに留意して園児に提供した。なお、検食については職員で交代で行い、給食材料および調理完成品は保存食として規定日数保存した。

#### ① おやつ

3歳以上児は午後1回、3歳未満児は午前と午後の2回

年 齢	午前のおやつ	午後のおやつ
3歳未満児	午前 9時30分	午後 14時50分
3歳以上児	なし	午後 14時50分

#### ② 昼 食

3歳以上児は副食のみ、3歳未満児は主食と副食の完全給食。なお、時間は年齢によって一律にすることはできないので次のとおりとした。

年 齢	時 間	備 考
全 園 児	午前 11時00分～ 午前 11時40分	月～金曜日
全 園 児	午前 11時00分～ 午前 11時15分	土曜日

## 5. 保健衛生

- ・園長、主任保育士、正職員、調理員、調乳を行うクラス保育士全員には月1回の検便を行った。
- ・食中毒の発生皆無を目標とし、調理手袋着用、洗剤での手洗いや消毒、調理室内の清掃、食器類の高温乾燥消毒を毎日行うなど日々の業務に十分注意を払い徹底した。
- ・園内外は常に清潔を保ち、保育室やトイレなど常時使用する場所は、毎日清掃を行った。
- ・シーツは1週間に1回洗濯した。
- ・手洗後はペーパータオルを使用し、消毒液による消毒を行った。
- ・コップは、給食器以外は、本人のコップ又は紙コップの使用とした。
- ・うがいや手洗いを励行した。

## 6. 怪我への対応

- ・日頃より園児の様子、園内外の遊具や備品の管理に注意をはらった。
- ・怪我が発生した場合は、速やかに病院へ行き治療を施した。なお、その場合、保護者にも速やかに連絡し、怪我の状況を説明して受診病院の確認承諾を行った。
- ・ヒヤリハット報告を行い、その内容を周知し対策を職員で協議した。
- ・怪我が発生した時の対応や園児帰宅後の対応を職員間で周知した。
- ・日本スポーツ振興センター共済・園児総合賠償保険へ加入した。

## 7. 保護者や関係諸機関との連携

- ・入園する場合は、事前に入園説明を行い、園での生活内容等を伝え、保護者からは園児の様子を聞き取り保育計画に反映させた。
- ・父母総会を開催し、保育への理解をお願いした。
- ・参観日を3回実施し、子どもの保育園での様子を見ていただいた。
- ・保育通信やクラスだより、保健だよりを発行した。(毎月)
- ・掲示板への張り紙等を随時行い、通信と併せて保護者との連絡に遺漏のないようにした。
- ・北斗市役所と連携を密にし保育の増進を図った。
- ・幼保小グループの一員として、小学校、幼稚園、他保育園連携を密にし保育の増進を図った。

## 8. 特別保育について

### ①延長保育

#### <標準時間保育>

月曜日から土曜日までの間、午後6時から7時までを延長保育とした。

なお、利用者からは200円(内おやつ代50円)を徴収した。

\*年間利用人数 1,485人

#### <短時間保育>

月曜日から土曜日までの間、午前7時から7時30分、午後4時30分から7時までを延長保育とした。

なお、利用者からは午後4時から6時まで150円(おやつなし)・午後6時から7時まで200円(内おやつ代50円)を徴収した。

\*年間利用人数 30人

### ②一時保育

保護者の事情により、1ヶ月で12日を上限として子供を受け入れた。

(利用時間)

午前8時00分～午後4時00分

(利用料) 1800円(昼食を供しない場合は、1500円)

\*利用人数 102人（補助対象 102人 対象外 0人）

③お年寄りや異年齢児との交流

お年寄りや異年齢児との交流を行った。（各4回開催）

## 9. 職員資質の向上

保育園運において職員の資質向上は必要不可欠なものであり、普段より職員一人々々が自覚を持って日々資質の向上を怠らないようにした。

- ・保育中の子供への言葉がけ等をはじめとする対応に注意した。
- ・保護者や園外の方への必要な挨拶や電話の対応など社会人として必要な教養を身につける努力をした。
- ・華美やだらしない服装などで他の人に違和感を与えるようなものは避け、保育園の一員として相應しい身だしなみを身につけるよう努力した。
- ・保育に不可欠な知識や教養を身につけるため研修会に参加した。
- ・自主研修会を行った。
- ・研修会の内容を全職員に報告し、参加した者のみが知識等を身につけるのではなく、園全体に等しく内容が伝わるよう務めた。
- ・各種マニュアルにより有事に備えた。

## 10. 年間行事

平成27年度年間行事予定を作成し、父母会総会で保護者に説明し、保育活動に理解を求め協力を得た。

## 11. 主な修繕、備品等購入

- ・トイレ手洗い場修繕など
- ・園庭遊具、砂場収納庫購入など
- ・玩具、絵本等の購入など